

ひとのうごき

人口 / 45,460人 男 / 22,509人 世帯数 / 14,130世帯
女 / 22,951人 2月1日現在

春の火災予防運動 3月1日(火)~3月7日(月)

統一防火標語 「火は消した? いつも心に きいてみて」

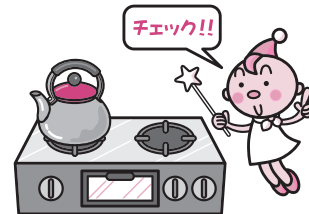
3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対にやめる
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する
- ②寝具や衣類からの火災を防ぐために、**防災製品**を使用する
- ③火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する
- ④お年寄りや身体の不自由な方を守るために、**隣近所の協力体制**を作る

★火事・救急・救助の通報(局番なし) ☎119
★現在、発生している火事等の問い合わせ ☎21-7777
★救急医療情報の問い合わせ ☎23-1199



問い合わせ先 桑名市消防本部 ☎24-5279

住宅金融公庫からのお知らせ

「フラット35」は、住宅金融公庫がバックアップする民間金融機関の長期固定金利の住宅ローンです。

- 最長35年間の長期固定金利
- 住宅の質を確保
- 融資限度額最高5,000万円
- 中古住宅の取得も対象となります
- 保証料0円、繰上返済手数料0円

詳しくは、住宅金融公庫のホームページをご覧ください。

問い合わせ先 住宅金融公庫ホームページ <http://www.jyukou.go.jp/>
住宅金融公庫名古屋支店 フラット35・ほっとライン ☎052-263-3141

預金保険法等の改正

平成17年4月以降は、当座預金の利息のつかない預金は「決済用預金」として全額保護され、定期預金や利息の付く普通預金などは、預金者1人当たり、元本1,000万円までとその利益が最低保証されます。具体的にどの預金が「決済用預金」に該当するか等の詳細は、金融機関の窓口等にお問い合わせください。

Q1 平成17年4月の預金の保護はどうなるのですか。

A1 平成17年4月以降は、当座預金や利息のつかない普通預金^{*}が全額保護されることとなります。定期預金や利息のつく普通預金については、預金者1人当たり一金融機関ごとに元本1000万円までとその利益が保護されます。

& ^{*}決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。

A1 預金保険の対象となる商品にどのようなものがありますか？

A1 対象となる商品は、当座預金・普通預金・別段預金・定期預金・通知預金・納税準備預金・貯蓄預金・掛金・金融債・元本補てん契約のある金銭信託

*** 預金保険制度についての資料は、金融庁や預金保険機構のホームページにも掲載しています。***

金融庁ホームページアドレス <http://www.fsa.go.jp/> **問い合わせ先** 預金保険機構 ☎03-3212-6029
預金保険機構ホームページアドレス <http://www.dic.go.jp/>